

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 送迎車両運行管理要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業の推進と本会等が主催・後援する事業の推進に資するため送迎車両（以下「ワゴン車」という。）の運行管理等について規定し、その適正を図る。

《改正》 H24.10.1 H25.4.1

## (車両の運行管理者等)

第2条 ワゴン車の運行管理は、会長の指示に基づき事務局長がこれに当たる。

2 ワゴン車の運行管理者は、常に車両の運行状況を把握し、効率的な運行を図るとともに運転者を指揮監督し、事故の防止に努めなければならない。

3 運転者は、運行管理者の指示に従うとともに善良な注意の基にワゴン車を運転しなければならない。

## (ワゴン車の使用対象)

第3条 ワゴン車の使用は、本会の事業及び本会が後援する団体の活動、並びに町が関係する事業等を対象とする。

2 前項以外の使用は、会長が特に許可した場合に限るものとする。

## (ワゴン車の運行時間)

第4条 ワゴン車運行時間は、原則として本会職員の勤務時間の範囲内とする。

2 前項以外の運行時間は、会長が特に許可した場合に限るものとする。

## (ワゴン車の運行制限)

第5条 次の各号に該当する場合は、ワゴン車を運行しないものとする。ただし、特殊事情として会長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) ワゴン車の使用日数が継続して2日以上にわたるとき。
- (2) 行事の対象が同種類の団体で、同日のとき。
- (3) 観光旅行等での使用のとき。
- (4) その他運行管理上、不相当であると認められるとき。

## (運転者)

第6条 ワゴン車の運転者は、本会職員をもって行うことを原則とする。ただし、会長が許可した場合はその限りでない。

2 運転者は、運転管理者の指示に従って善良な注意の基に運転し、事故の防止に努

めなければならない。

3 運転者は、事故が発生したとき、又はワゴン車の破損等異常のある場合は、その状況を遅滞なく運行管理者に報告しなければならない。

#### (車内での遵守事項)

第7条 ワゴン車に乗車するものは、運行管理者又は運転者の指示注意に従い節度を守り、車内の風紀及び清潔等に配慮して誠実に行動するものとし、車内では次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) みだりに酒類を飲用し又は陰相な行為。
- (2) 凶器、その他危険物を持ち込むこと。
- (3) 運転者の安全運転に支障のある行為。

#### (損害の弁償)

第8条 申請者並びに運転者（以下「使用者」という。）が自己の責任に帰すべき過失によって車体又は器具等を破損したときは、運行管理者の指示する方法で損害を弁償しなければならない。

2 ワゴン車の借受け中に発生した事故等については、当該車両の自動車保険の範囲内で補償することができる。ただし、保険で賄いきれないものまたは故意により損害を与えた場合は、使用者の責任とする。

《改正》 H25.4.1

#### (ワゴン車使用の手続き)

第9条 本会が行う事業や日常業務以外の後援する団体の活動、並びに町が関係する事業等でワゴン車を使用するときは、使用の日7日前まで次に掲げる書類を添えて運行管理者の許可を得なければならない。

ただし、緊急用務のために使用する場合はこの限りではない。

- (1) 送迎車両使用申込書兼誓約書（様式第1号）（以下「申込書兼誓約書」という。）
- (2) 運転者の免許証写し（運転をする可能性のある者すべて）

《改正》 H25.4.1

#### (使用決定の通知)

第10条 会長は、申込書兼誓約書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、送迎車両使用許可書（様式第2号）を申請者に通知する。

《改正》 H25.4.1 追加

#### (使用の取消等)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、使用を取消することができる。

(1) 本会の用務・事業並びに災害等、緊急かつやむを得ない事由により、ワゴン車を公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 運行上その他の事情でワゴン車に支障が生じたとき。

(3) 申込書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。

(4) この要綱または使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

(5) その他使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

#### 《改正》 H25.4.1 追加

#### (使用手順等)

第 12 条 使用者は使用開始前に送迎車両使用許可書を窓口提示し、鍵を受領するものとする。

2 ワゴン車の使用料は無料とする。

3 使用者がワゴン車を返却するときは、窓口に鍵及び運行記録簿を返却するとともに、次の事項を行わなければならない。

(1) 使用中に生じた車両の損傷、不具合等の報告

(2) 使用中に使用した車両燃料を全量補充する。

(3) ワゴン車の内外の清掃

#### 《改正》 H25.4.1 追加

#### (転貸等の禁止)

第 13 条 使用者は、ワゴン車を転貸、または借り受けた目的以外に使用してはならない。

#### 《改正》 H25.4.1 追加

#### (遵守事項)

第 13 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ワゴン車の借受け及び返却は、本会活動に支障がないように速やかに行うこと。

(2) 交通法規等を守り、安全運転を心がけること。

(3) 疾病、過労、睡眠不足等により運転が困難な身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わないこと。

(4) ワゴン車の使用後は本会自動車管理規程に規定する自動車運転報告書の記載及びワゴン車の燃料の補充・清掃を行い、速やかに所定の保管場所に返却しなければならない。

(5) ワゴン車を借受け中に事故が発生したときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条の規定に基づき必要な措置を講じた後、速やかに会長に報告するとともに、後日、本会自動車管理規程に規定する自動車事故報告書を提出するものとする。

#### 《改正》 H25.4.1 追加

### (求 償)

第 14 条 ワゴン車の使用により、本会が損害賠償責任を負った場合は、本会は使用者に対して次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。

- (1) 本会が加入する自動車保険で補填される部分。
- (2) 本会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分。

《改正》 H25.4.1 追加

### (管理状況等の報告)

第 15 条 運行管理者は、事故又はワゴン車が破損する等異常のあるときは、直ちにその状況を会長に報告しなければならない。また、半期毎の運行実績をまとめて、ワゴン車の現状とともに会長に報告しなければならない。

### (補 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

《改正》 H25.4.1

### 附 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会  
会長 様

住 所  
氏 名  
申請者 (団体名)  
代表者  
連絡先 ( ) ー

### 送迎車両使用申込書兼誓約書

五城目町社会福祉協議会送迎車両運行管理要綱 (以下「管理要綱」という。) 第 9 条に基づき、ワゴン車を借用したいので、下記のとおり申請及び誓約します。

記

使用日時	平成 年 月 日 [ 自 時 分 ] [ 至 時 分 ]
借用車両	10人乗り (ハイエース) 8人乗り (セレナ)
使用目的	
使用人員	人 (男 人・女 人)
運転者名 (運転する可能性のある方すべて)	
運行先と経路	
出発場所・時間	前 時 分
使用に関する誓約書	<p>ワゴン車使用許可の上は、管理要綱を遵守し、次の事項を誓約の上、借り受けます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 使用期間中は、道路交通法を遵守します。</li><li>2. 転貸はしません。</li><li>3. 使用後は、使用した燃料を全量補充し、車両内外の清掃後返却します。</li><li>4. 万一事故等で車両を損傷、又は同乗者並びに第三者に損害を与えた場合は、ワゴン車が加入する自動車損害保険で補填されないものにおいては、すべて申請者並びに運転者 (以下「使用者」という。) が負担します。</li><li>5. 借り受け中に発生した事故等については、使用者が責任をもって対処し、五城目町社会福祉協議会に一切の迷惑並びに損害をかけません。</li></ol>

【添付書類】 運転者の免許証の写し (運転する可能性のある方すべて)

(様式第 2 号)

第 号  
平成 年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会  
会 長 ㊟

### 送迎車両使用許可書

年 月 日付で申請のあったワゴン車の貸出しについては、五城目町社会福祉協議会送迎車両運行管理要綱（以下「管理要綱」という。）第 10 条に基づき、下記のとおり許可します。

記

使用日時	平成 年 月 日 [ ]
許可車両	10人乗り（ハイエース） 8人乗り（セレナ）
使用目的	
使用人員	人（男 人・女 人）
運転者名	
運行先と経路	
出発場所・時間	
貸出し許可条件	管理要綱に基づき、次の条件で貸出します。 1. 管理要綱並びに道路交通法を遵守して下さい。 2. ワゴン車の使用前に、車両の安全点検を実施して下さい。 3. 許可内容に変更、又は取消す場合は、速やかに申し出下さい。 4. 管理要綱第11条の事由が生じた場合は、許可を取消すことがあります。 5. 使用後は、使用した燃料を全量補充し、車両内外の清掃後、速やかに所定の保管場所へ返却して下さい。 【その他特記する事項】 [ ]